

寄 付 行 為

財団法人八尾市清協公社

財団法人八尾市清協公社寄付行為

昭和50年8月8日 設立許可 大阪府指令環整第518号

沿革

- (1) 昭和56年7月4日付 変更認可 大阪府指令環整第172号
- (2) 昭和61年5月30日付 変更認可 大阪府指令環整第94号
- (3) 昭和63年5月27日付 変更認可 大阪府指令環整第98号
- (4) 平成12年8月31日付 変更認可 大阪府指令環整第268号
- (5) 平成19年4月19日付 変更認可 大阪府指令資循第1086号

財団法人八尾市清協公社寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人八尾市清協公社という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を八尾市本町 1 丁目 1 番 1 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、清掃事業の公共性を確保し、能率的運営を推進することにより住民の生活環境を清潔に保ち公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) し尿収集運搬の受託
- (2) 手数料の集金事務の受託
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事項

(事業の運営)

第 5 条 この法人の運営に関して必要な事項は、この寄付行為に定めるもののほか、諸規程の定めるところによる。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産とする。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産として指定寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、理事会が議決した方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は国際、地方債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第 9 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得てその一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の経費は、基本財産から生ずる収入、運用財産及び事業収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度の開始前に理事会の議決を経て定める。

2 事業計画及び収支予算を変更する場合も、前項と同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び財務諸表は、毎会計年度の終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 13 条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れ又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員及び職員

(役員)

第 15 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 13 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事には理事長 1 人及び常務理事 1 人を含むものとする。

(役員任命等)

第 16 条 理事長は、八尾市副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 理事は、八尾市の職員又は有識経験者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 常務理事は、理事会の意見を聞いて理事長が任命する。なお、常務理事は、常勤とする。
- 4 監事は、八尾市会計管理者及び総務部長の職にある者をもって充てる。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第17条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。

(役員の報酬)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の議決により、報酬又は手当を支給することができる。

(役員の職務権限)

- 第19条 理事長及び常務理事は、この法人を代表し、理事長は、その業務を統括する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けて日常業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を決定する。
- 4 監査は、民法(明治29年法律第89号。以下「法」という。)第59条に規定する職務を行う。

(役員の解任)

第20条 役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の承認を得て当該役員を解任することができる。

(職員)

第21条 この法人の事業を遂行するため必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

第5章 理事会

(権能)

第22条 理事会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 諸規定の制定改廃
- (2) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の4分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、理事に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示した文書で通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(議 長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、常務理事が代行する。

(定足数)

第25条 理事会は、理事総数の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第26条 理事会の議事は、別に定めのある場合を除き、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第27条 緊急の場合又はやむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の表決の委任については、1人で2人以上の委任を受けることができない。

(監事の出席)

第28条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその理事会において、選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

- 第30条 この寄付行為は、理事会で理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第31条 この法人は、法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の許可があったときに解散する。

(残余財産の処分)

- 第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を得て八尾市に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(委任)

- 第33条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項本文の規定にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。

付 則 (変更認可・昭和56年7月4日)

この寄付行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

付 則 (変更認可・昭和61年5月30日)

この寄付行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

付 則 (変更認可・昭和63年5月27日)

この寄付行為の一部変更は、大阪府知事の認可の日から施行する。

付 則 (変更認可・平成12年8月31日)

この寄付行為の一部変更は、大阪府知事の認可の日から施行する。

付 則 (変更認可・平成19年4月19日)

- 1 この寄付行為は、大阪府知事の許可の日から施行する。
- 2 この寄付行為の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更前の財団法人八尾市清協公社寄付行為第16条第4項の規定は、なおその効力を有する。